第１章　目的と位置付け

第１章　目的と位置付け

１－１　計画策定の目的

札幌の魅力を高め、活力あるまちづくりにつなげていくことや、札幌に住んでいる方の満足度を高めていくためには、良好な景観の形成は不可欠と考えられます。良好な景観はこのまちに暮らしている全ての人たちの理解と様々な取組によって形づくられるものであることから、札幌の景観として目指す姿や方針等の共有もその実現には欠かせません。

「札幌市景観計画」（以下「この計画」という。）は、札幌市の景観形成の総合的な指針として、目指す姿、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めるものです。市民・事業者・行政が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進することを目的にこの計画を定めます。

１－２　位置付け

この計画は、「平成 29 年（2017 年）に策定した札幌市景観計画」（以下「前計画」という。）を改定し、定めるものです。

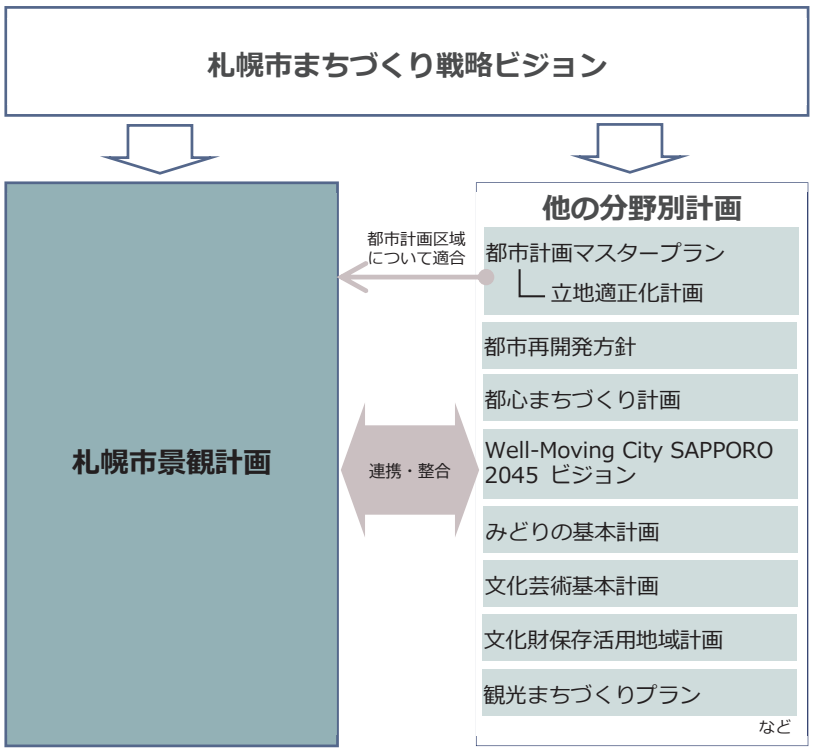


図 1-1　この計画の位置付け

【根拠法・条例】

この計画は、景観法第８条第１項に規定する「良好な景観の形成に関する計画」として、同法に定める事項とともに、札幌市景観条例に基づく本市独自の景観施策を一体的に定めるものです。

【上位計画等との関係】

この計画は、第２次札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

また、景観法第８条第８項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第３次札幌市都市計画マスタープラン（以下「３次マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。

【持続可能な開発目標（SDGs）との関係】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）は、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

＜札幌市は、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた提案が認められ、平成 30 年（2018 年）に内閣府より「SDGs 未来 24 都市」として選定されており、市全体として SDGs の推進につながる取組を行うこととしています。

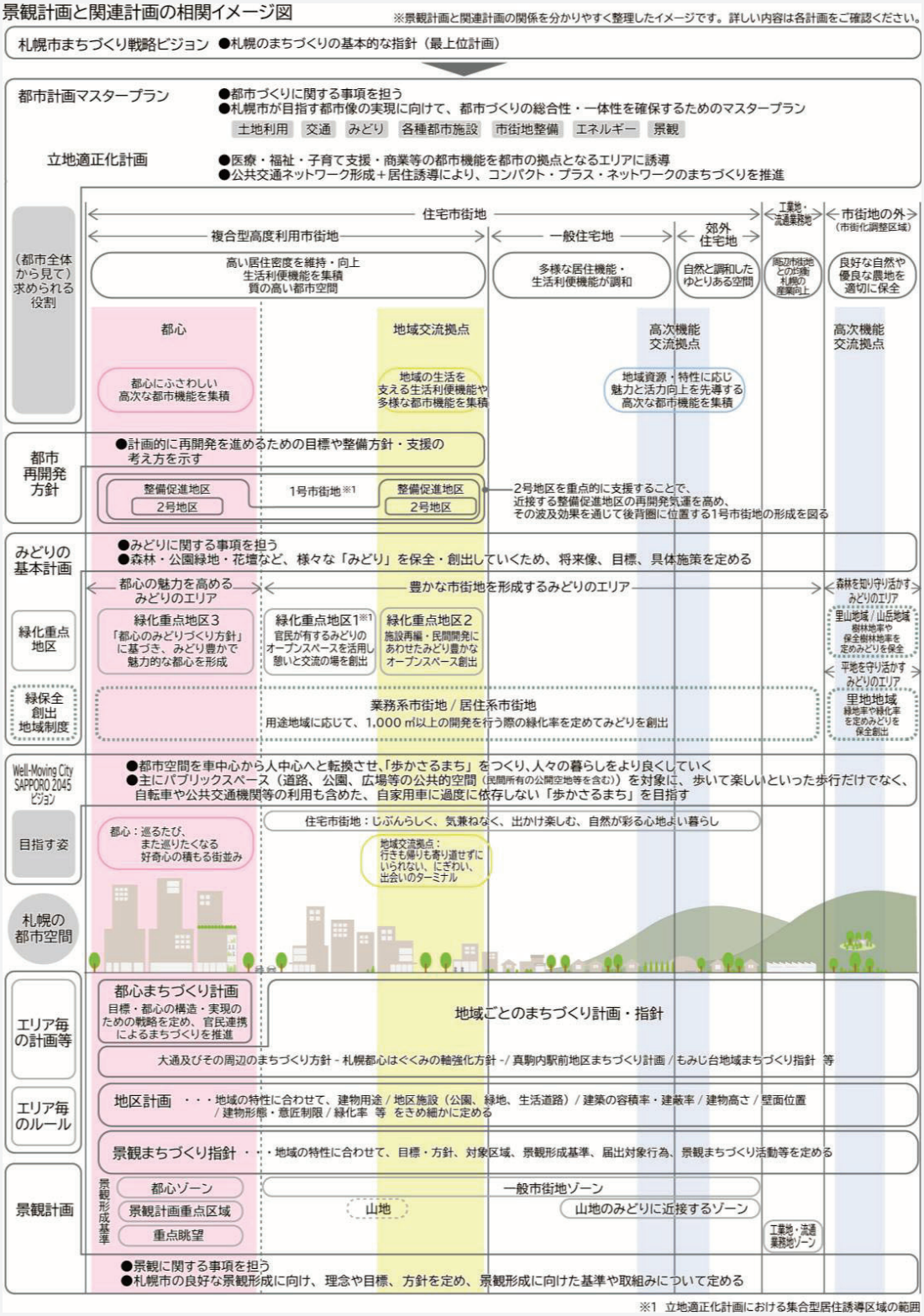
この計画に基づく取組を推進することで、この計画との関連の深い SDGs の目標の達成に貢献していきます。



図 1-2 SDGs の 17 のゴール
＜資料＞国際連合広報センター

コラム　景観形成に関わる諸計画との関係性について

札幌市では、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、みどりの基本計画、都心まちづくり計画、Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョンなど都市空間に関する計画を策定し、様々な施策に取り組んでいます。都市に関わる様々な計画や施策が互いに深く連関し、総合的に推進されることで、札幌の魅力的な景観が形作られていきます。



景観計画と関連計画の相関イメージ

1－3 計画期間・対象区域

（1）計画期間

この計画の計画期間は、３次マスタープランとの整合を図り、おおむね 20 年後の令和 27 年（2045 年）までとします。

なお、計画期間内に将来展望に変化が生じるような社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などが生じた場合には、この計画を適宜見直すものとします。

（2）対象区域

対象区域は、札幌市の行政区域全域とします（景観法第８条第２項第１号の規定による「景観計画区域」）。

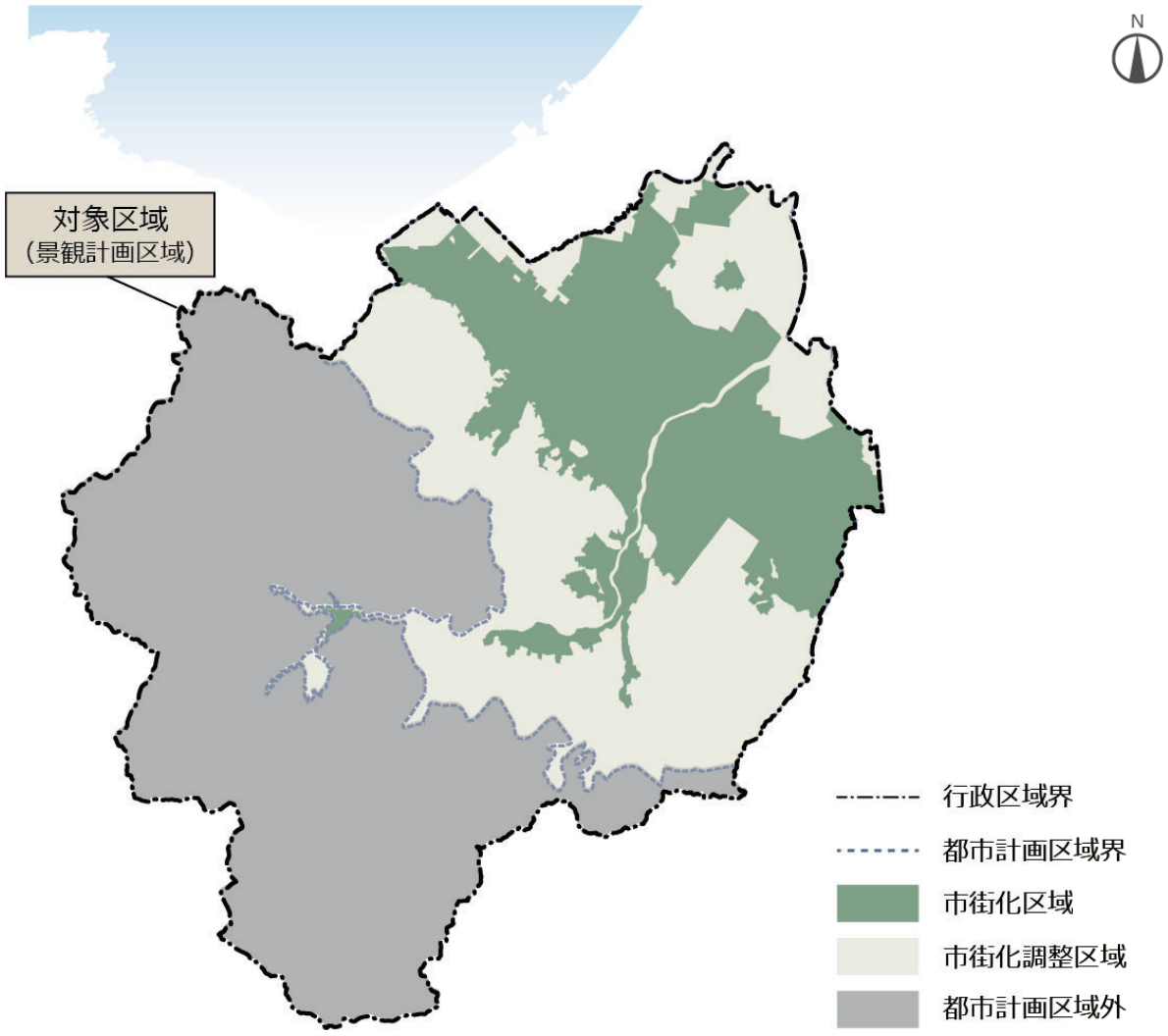


図 1-3 対象区域（景観計画区域）